

岩手県告示第881号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	宮古市刈屋第6地割、第7地割、第8地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割、第16地割、第17地割の各一部、江繋第1地割、第3地割、第10地割の各一部、茂市第1地割、第2地割、第3地割の各一部、長沢第20地割、第23地割、田老字上撰待、撰待の各一部

2 調査期間 平成25年12月10日から平成26年3月31日まで